

▼北広島消費者協会

安全・安心な暮らしができるよう、いろいろな活動に楽しく取り組んでいます。

内容 消費者大会、消費者のつどい、地産地消料理コンテスト、バス視察研修、消費生活展など

会費 年額1500円

問合せ 北広島消費者協会（市役所商工業振興課内・☎372-3331 内線4921）

▼歌謡はまなす会

歌の好きな方、健康のためにも一緒に楽しく歌いませんか。

日時 毎週火曜 午後6時～9時

*4月から毎週木曜に変更になります。

会場 東記念館

会費 月額1000円

問合せ 谷口（☎090-7058-9776）

▼北広山の会

山登りを一緒にしませんか。月2回の活動です。

内容 登山後に現地の温泉に行く、冬季は低い山でスノーシューを使って散策をする

会費 年額1000円

*活動費が別にかかります。

問合せ 吉成（☎373-2063）

◆「ふれあい通信」はサークルの会員募集や行事を市民に知らせる通信欄です。一部の特定の方や会員の掲示板ではありません。また、営利や政治、布教を目的とする活動などは掲載できません。

◆サークルの会員募集は、6カ月一度の掲載に限ります。

◆事業名には、教室やスクールなどの言葉は使えません。

◆イベントなどは、発行日の翌々日以降に掲載されるものに限ります。

◆「ふれあい通信」に掲載する行事を、市ホームページにも掲載したい方は申し出てください。

◆問合せ・申込先は、原則として市内の方に限ります。

◆原稿を提出する際は、日時や電話番号などを、もう一度確かめてください。また、人名や読みが難しいものには、必ず振り仮名を付けてください。

お知らせ

5月1日号から変更します

●より多くの記事を掲載するため、原稿の文章を1団体最大240字から224字に変更します。団体名・事業名を含め16文字×14行以内です。

●会員募集には、講師は掲載しません。

5月1日号から ふれあい通信の掲載基準をリニューアルします

ふれあい通信は、市内のサークルなどの団体が主催する、催しや会員募集の記事を掲載するコーナーです。このたび、紙面のリニューアルに合わせ、ふれあい通信の掲載基準を見直すことになりました。新たな基準の運用は、5月1日号からです。名称を「北広島市広報紙掲載基準」から、『広報北広

島「ふれあい通信」掲載基準』に変更し、基準をより明確にしています。新たな掲載基準の主な内容を紹介します。今まで掲載を考えていなかった方もご覧ください。皆さんの文化・スポーツ活動などを活発なものとするため、ふれあい通信をぜひ利用してください。

☆新たな掲載基準のポイント

◆催し記事の掲載基準

市内全域から誰でも参加でき、開催日が発行日の翌々日以降で、次のいずれかに該当するものです。

- 市が共催か後援、推薦していて営利を目的としないもの
- 活動の本拠が市内にある団体やサークルなどが行う営利を目的としないもの
- 社会福祉法人やNPO法人などが行う収益事業ではないもの
- 市民が個人で行う参加料が無料のもの

◆次のようなものは掲載できません

- 宗教性や政治性があるもの、選挙活動に当たるもの
- 社会問題についての主義主張に当たるもの
- 定員が5人以下の小規模なもの
- 市内の公共施設や社会福祉施設、病院、地域の交流を目的とした施設以外で開催するもの
- 参加料が高額なもの など

参加料の基準は？

1回当たり1,000円以下とします。ただし、1回当たり1,001円～3,000円で収支内訳の確認などにより、営利でない認められる場合は掲載できます。同一の催しが複数回にわたって開催される場合は、合計の参加料が3,000円以下とします。

◆会員募集の掲載基準

次のいずれも満たす団体です。

- 活動の本拠が市内にある団体やサークルなど
- 営利や宗教、政治を目的としない団体
- 会員が運営する団体であり、講師が運営主体の教室ではない
- 会費が高額でない

会費の基準は？

毎週何曜日のように、定例的に行う活動1回当たりの会費を1,000円以下とします。ただし、月の上限額は3,000円です（例：定例的に月2回活動している場合は2,000円が上限）。

基準の一部に抵触していても、特に公共性や公益性が高く掲載することが妥当と認められるものは、掲載する場合があります。

今後も必要に応じ、随時修正していきます。掲載基準の詳しい内容は、本紙1月1日号の25ページをご覧ください。*市ホームページ「市役所ご案内→広報北広島」からもご覧になれます。